

諮問日：平成30年12月27日（平成30年度（最情）諮問第73号）

答申日：令和元年6月21日（令和元年度（最情）答申第21号）

件名：弁護士職務経験者から報告された内容がわかる文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」での弁護士職務経験者から報告されている内容が記載されたもの」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年8月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 仮に弁護士職務経験者からの報告がないとすれば、弁護士職務経験者である判事補を正当に評価し得ず、その処遇も難しくなるはずである。また、弁護士職務経験者からの報告がなければ、その受入先である法律事務所について、次年度以降も受入先として適当な法律事務所であるかが分からず、最高裁判所としても困るはずである。判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（以下「弁職法」という。）6条3項の規定は、弁護士職務経験中の給与等を負担する法律事務所の立場を慮って、裁判所や法務省からの弁護士職務経験者への報告請求権を控えめな表現にしたにすぎないとも考えられる。
- 2 不開示とされた情報の多くはインターネット上で入手できるので、少なくとも

も全部不開示となる情報には当たらない。また、日本弁護士連合会の機関雑誌等には、判事補及び検事の弁護士職務経験者の体験談が掲載されているから、報告内容を全部不開示にするにはあり得ない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書については、弁護士職務従事職員又は同職員であった者（以下「弁護士職務従事職員」という。）から最高裁判所に対して弁職法6条3項に基づいて報告された文書及びこれに準ずる文書（以下「弁職法に基づく報告書」という。）と整理した。

弁護士職務従事職員は、専ら弁護士となってその職務を行うことが予定されており、裁判所事務官としての身分を保有するが、その職務に従事しないこととされていること（弁職法5条1項）から、最高裁判所は、通常、弁護士職務従事職員に対し弁護士職務経験に関する日常的な報告を求めることはなく、弁護士職務従事職員又は受入先弁護士法人等に関して問題が生じた場合に、弁護士職務従事職員の弁護士業務への従事状況（怠業を含む。）や受入先弁護士法人等における勤務条件（勤務時間、給与の支払状況）等に関して、弁職法に基づく報告書の提出を求めるものである。

よって、弁職法に基づく報告書については、弁護士職務従事職員又は受入先弁護士法人等にとって不利益となる記載内容が想定される。

- 2 本件開示申出文書の存否を明らかにすると、最高裁判所が弁職法に基づく報告書を提出させたという事実の有無が公になるところ、この情報は、他の情報と照合するなどして、弁護士職務従事職員又は受入先弁護士法人等を推認させ得るものであり、結果的に、弁職法に基づく報告書を提出した弁護士職務従事職員の権利利益を害するおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号）、弁職法に基づく報告書が提出された受入弁護士法人等について、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同条2号イ）

及び最高裁判所がいかなる場合に弁職法に基づく報告書の提出を求めるのか、又は求めないのかといった今後の判事補の弁護士職務経験に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（同条6号）が明らかになるおそれがある。

したがって、本件開示申出文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年12月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年3月8日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年4月19日 審議
- ⑤ 令和元年5月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 弁職法6条3項は、最高裁判所が弁護士職務従事職員に対し、「必要があると認めるとき」に、「報告を求めることができる」ことを定めている。そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所は、通常、弁護士職務従事職員に対し弁護士職務経験に関する日常的な報告を求めることはなく、弁護士職務従事職員又は受入先弁護士法人等に関して問題が生じた場合に、弁護士職務従事職員の弁護士業務への従事状況や受入先弁護士法人等における勤務条件等に関して、弁職法に基づく報告書の提出を求めるとのことである。弁護士職務従事職員の身分や職務内容の特殊性（弁職法5条1項）のほか、弁職法上、弁職法6条3項のほかに、弁護士職務従事職員からの報告に関する規定がないことを踏まえれば、弁職法に基づく報告書の提出を求める運用に関する最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理的とはいえない。

以上の説明を前提とすれば、弁職法に基づく報告書については、弁護士職務

従事職員又は受入先弁護士法人等にとって不利益となる記載内容が含まれることが容易に想定される。

したがって、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、最高裁判所が弁職法に基づく報告書を提出させたという事実の有無が公になり、この情報は、他の情報と照合するなどして、弁護士職務従事職員又は受入先弁護士法人等を推認させ得るものであるから、結果的に、弁職法に基づく報告書を提出した弁護士職務従事職員の権利利益を害するおそれがある情報（法5条1号）、弁職法に基づく報告書が提出された受入弁護士法人等について、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同条2号イ）及び今後の判事補の弁護士職務経験に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（同条6号）が明らかになるおそれがある。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号、2号イ及び6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号、2号イ及び6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人